2　施行令第三十六条第五項に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する財務省令で定める期間の月数は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間の月数とする。

一　法第六十条第二項の内国法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る各被合併法人のうちいずれかの法人が同項に規定する経済金融活性化特別地区として指定された地区（以下この項において「経済金融活性化特別地区」という。）内において施行令第三十六条第五項に規定する特定経済金融活性化産業に属する事業（以下この項において「特定経済金融活性化事業」という。）を行つていた場合　当該被合併法人のうち当該経済金融活性化特別地区内において当該特定経済金融活性化事業を開始した日が最も早い法人が当該特定経済金融活性化事業を行つていた期間の月数

二　法第六十条第二項の内国法人と実質的に同一であると認められる者が当該内国法人の設立前に経済金融活性化特別地区内において特定経済金融活性化事業を行つていた場合（前号に掲げる場合を除く。）　当該実質的に同一であると認められる者が当該経済金融活性化特別地区内において当該特定経済金融活性化事業を行つていた期間の月数

第二十一条の十八に次の二項を加える。

4　施行令第三十六条第八項に規定する財務省令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一　役員（施行令第三十六条第八項に規定する役員をいう。次号及び第三号において同じ。）の親族

二　役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

三　前二号に掲げる者以外の者で役員から生計の支援を受けているもの

四　前二号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

5　施行令第三十六条第八項に規定する常時使用する従業員には、次に掲げる者を含まないものとする。

一　日々雇い入れられる者（一月を超えて引き続き使用されるに至つた者を除く。）

二　二月以内の期間を定めて使用される者（二月を超えて引き続き使用されるに至つた者を除く。）

三　季節的業務に四月以内の期間を定めて使用される者（四月を超えて引き続き使用されるに至つた者を除く。）

四　試みの使用期間中の者（十四日を超えて引き続き使用されるに至つた者を除く。）

第二十一条の十八の二第一項中「第二十五条の二第三号から第五号まで」を「第二十五条の二第三号及び第四号」に改める。

第二十一条の十八の四中「定める書類は、同条第三項第二号に規定する飲食その他これに類する行為（以下この条において「飲食等」という。）のために要する費用」を「定めるところにより明らかにされているものは、同項に規定する飲食費（以下この条において「飲食費」という。）であることにつき法人税法施行規則第五十九条（同令第六十二条において準用する場合を含む。）又は第六十七条の規定により保存される同令第五十九条第一項（同令第六十二条において準用する場合を含む。）に規定する帳簿書類又は同令第六十七条第二項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する帳簿及び書類に次に掲げる事項（第三号に掲げる事項を除く。）が記載されているものとし、法第六十一条の四第六項に規定する財務省令で定める書類は、同条第四項第二号に掲げる費用に係る飲食費」に改め、同条第一号中「飲食等」を「飲食費に係る飲食等（飲食その他これに類する行為をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同条第二号及び第三号中「当該」の下に「飲食費に係る」を加え、同条第四号中「費用の金額」を「飲食費の額」に改め、同条第五号を次のように改める。

五　その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項

第二十一条の十九第二項中「法人税法第百五十一条第一項に規定する法人税申告書（修正申告書を除く。第十四項において「法人税申告書」という。）」を「確定申告書等」に改め、同条第十四項第二号中「の法人税申告書（」を「の確定申告書等（」に、「法人税申告書を含む。）に添付している」を「連結確定申告書等を含む。）に添付している」に改め、同号ハ中「法人税申告書（法第六十八条の六十八第五項の規定の適用を受けた連結事業年度の法人税申告書を含む。）」を「法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書」に改める。

第二十二条中「法人税法第百五十一条第一項に規定する法人税申告書（修正申告書を除く。）」を「確定申告書等」に改める。

第二十二条の四第一項第一号中「第二十二条の七まで」を「以下第二十二条の六まで」に改める。

第二十二条の五第一項第九号ロ中「第五十一条第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同項第十一号中「都市再生整備推進法人である旨」を「都市再生推進法人である旨」に改め、同号ロ中「都市再生整備推進法人」を「都市再生推進法人」に、「第七十三条第一項」を「第百十八条第一項」に改め、同項第二十九号中「第十三条の二第二項」を「第十六条第二項」に、「又は一般財団法人」を「若しくは一般財団法人である同号に規定する農地利用集積円滑化団体である場合又は同号に規定する農地中間管理機構」に、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体」を「農地利用集積円滑化団体等」に改め、同条第十三項第一号中「第四十一条第二項」を「第四十九条第二項」に、「第四十一条第一項」を「第四十九条第一項」に改める。

第二十二条の六第四項第四号中「その者が実施する農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号又は第三項第一号ロに掲げる農地売買等事業」を「その者の同項各号に掲げる区分に応じその行う当該各号に定める事業」に、「一般社団法人又は一般財団法人」を「農業経営基盤強化促進法第五条第三項に規定する農地中間管理機構である場合又は一般社団法人若しくは一般財団法人である同法第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体」に、「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構」に改める。

第二十二条の七第一項を削り、同条第二項中「第三十九条の七第八項に」を「第三十九条の七第七項に」に改め、同項第一号中「第三十九条の七第八項第一号」を「第三十九条の七第七項第一号」に改め、同項第二号中「第三十九条の七第八項第二号」を「第三十九条の七第七項第二号」に改め、同項第三号中「第三十九条の七第八項第三号」を「第三十九条の七第七項第三号」に改め、同項第四号中「第三十九条の七第八項第四号」を「第三十九条の七第七項第四号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項第一号中「買換資産が施行令第三十九条の七第十四項」を「買換資産（施行令第三十九条の七第十四項に規定する買換資産をいう。次号及び第三号において同じ。）が同項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第六項」を「第五項」に改め、「（第八号に掲げる資産が同号ロに掲げる場合に該当するときは当該書類及び総務大臣の当該資産の所在地が同条第五項に規定する人口集中地区の区域内である旨を証する書類とし、当該資産の所在地が既成市街地等（表の第一号の上欄に規定する既成市街地等をいう。以下この項及び次項第三号において同じ。）以外の地域内で、かつ、その全域が都市計画区域（都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域をいう。第八号において同じ。）となつている市の区域内であるときは当該総務大臣の証する書類とする。）」を削り、同項第一号中「表の」を「法第六十五条の七第一項の表（以下この条において「表」という。）の」に、「以下この項及び次項第三号」を「次号及び次項」に改め、「既成市街地等」の下に「（同欄に規定する既成市街地等をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、同項第二号中「（次に掲げる場合に該当するものに限る。）」を削り、「取得をした資産（」の下に「第七項を除き、」を加え、同号イ⑴中「地域及び」を「地域並びに」に、「に規定する特定区域（」を「のイ及びロに掲げる区域（同欄のロに掲げる区域にあつては、都市計画法第七条第一項の市街化調整区域と定められた区域を除く。）に改め、同号イ⑵中「表の第一号の下欄に規定する」を「都市計画法第七条第一項の」に改め、「この項」の下に「及び次項第一号」を加え、同項第四号を次のように改める。

四　表の第四号の上欄に掲げる資産　当該譲渡資産の所在地が同欄に規定する過疎地域以外の地域内であること。